

介護予防通所リハビリテーション(利用料金表)

1. 基本単位(共通的服务)

(単位:円)

項 目		自己負担額
介護予防通所リハビリテーション費	要支援1	1,721/月
	要支援2	3,634/月

2. 各種加算

※リハビリテーションマネジメント加算・・・全員算定します。

(単位:円)

項 目		自己負担額	備 考
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	要支援1	72／月	介護福祉士の割合が、50％以上
	要支援2	144／月	
運動器機能向上加算		225／月	理学療法士等を中心に個別のリハビリを行う。
リハビリテーション マネジメント加算		330／月	医師が、理学療法士・作業療法士または言語聴覚士に対し、利用者のリ ハビリの目的・注意事項を指示する。3月ごとに計画の更新をする。
生活行為向上リハビリ テーション実施加算		900／月 450／月	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえた計画書の作成と実施。 リハマネ算定要す。（3月以内900単位、3月超9月以内450単位）
栄養改善加算		150／月	低栄養状態等にある利用者に対し、管理栄養士等が、栄養ケア計画を作 成し、これに基づく適切なサービスを実施する。
栄養スクリーニング加算		5／回	栄養状態に係る情報を介護支援専門員と文書で共有。（6月に1回を限度）
口腔機能向上加算		150／月	口腔機能が低下している等の利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能 改善の為の計画を作成し、これに基づく適切なサービスを実施。
選択的サービス 複数実施加算		480／月	選択的サービスのうち2種類を実施した場合。
		700／月	選択的サービスのうち3種類を実施した場合。
若年性認知症 利用者受入加算		240／月	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当 該利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供
事業所評価加算		120／月	評価対象となる期間において、利用者の要支援状態の維持・改善の割 合が一定以上となった場合、次年度におけるサービス提供への加算。
介護職員処遇 改善加算（Ⅱ）		上記料金表で算定した単位数の1000分の34に相当する（3. 4％）単位数。 介護職員の賃金の改善を実施する。	
介護職員等特定 処遇改善加算（Ⅰ）		上記料金表で算定した単位数の1000分の20に相当する（2. 0％）単位数。 介護職員等の賃金の改善を実施する。	

3. 基本単位、各種加算以外の利用料金 (単位:円)

項 目	自己負担額	備 考
食 費	560/日	おやつ代を含む
教養娯楽費	50/日	教養娯楽に関わる費用
日用品費	50/日	日用品に関わる費用

※スマイルケア食(嚥下調整食)はプラス40円

※ ご不明な点につきましては、支援相談員までお尋ね下さい。

介護老人保健施設 あじさい苑